

第2章 全体構想

全体構想とは、本市の将来都市像の実現に向け、目標達成に向けた取組方針に対し、まちづくりにおける分野ごとに方針を示すものです。

分野は、「土地利用」「交通体系の整備」「住環境・市街地整備」「水と緑の整備・保全」「景観形成」「供給・処理施設等の整備」の各方針で構成します。

全体構想の体系

まちづくりの 基本理念	<p>暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市 ～「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～</p>											
まちづくりの 目標	市民生活を支える 持続可能な多核集約型 コンパクトシティの形成			環境の保全・ 創造による 低炭素型まちづくり			多様な資源を いかした緑豊かな 都市環境の形成			安全・安心な 暮らしを守る 生活環境の形成		
目標達成に 向けた 取組方針	拠点性をいかした都市の魅力と活力の創出 移動しやすい道路網や公共交通の形成 既存ストックの有効活用 エリアマネジメントによるまちづくりの展開			多核集約型の市街地の形成 温室効果ガスの排出抑制に向けた 低炭素に配慮した市街地・都市施設の整備			都市と農村の共生 都市の緑の保全・創出 自然環境・田園環境の保全・育成			災害に強く・しなやかなまちづくり 空き地・空き家等低未利用土地の適切な 管理・活用 人口減少・超高齢化に対応した暮らしの 安全・快適性の確保		
全体構想	土地利用の方針											
	交通体系の整備方針											
	住環境・市街地整備の方針											
	水と緑の整備・保全の方針											
	景観形成の方針											
	供給・処理施設等の整備方針											

1. 土地利用の方針

(1) 適切な土地利用の規制・誘導

■ 都市計画区域[※]内における土地利用の規制・誘導

〔市街化区域[※]〕

- 多核集約型コンパクトシティ[※]の実現に向け、用途制限等に基づく土地利用の規制・誘導を基本としながら、都市機能・居住の各誘導区域における居住や都市機能の誘導を進めます。
- 住宅、店舗、工場等の土地利用が混在し、居住環境や操業環境への支障が予想される地区や低未利用土地の利活用が必要な地区では、用途地域[※]の見直しや地区計画[※]制度の活用など、必要に応じて対応を検討します。

〔市街化調整区域[※]〕

- 良好な営農環境および自然環境の保全と都市の拡大防止を図るため、原則として開発を抑制します。
- 既存集落の維持・活性化や企業誘致等の本市の産業振興に資する計画的な開発は、都心・中心市街地および地域中心への影響や市街化の促進など周辺環境への影響等を勘案し、許容するものとします。

■ 都市計画区域[※]外における土地利用の規制・誘導

- 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分[※]の各地域指定に基づいた土地利用コントロールを行うため、各地域を所管する関係各課の間で協議・調整し、農地や森林等の良好な自然環境が有する多様な機能を保全します。

(2) 市街化区域[※]内への開発需要の誘導

- 市街化区域[※]のうち、立地適正化計画[※]により位置づけた都市機能・居住の各誘導区域では、居住や都市機能の誘導を進める観点から、各種の誘導施策と連携した用途地域[※]等の土地利用制度の変更・導入など、必要に応じて対応を検討します。
- 市街化区域[※]で、時間的・空間的にランダムに散在・増加していくことが見込まれる空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 市街化区域[※]外縁部における低未利用土地のうち、将来的な利活用の見込みが立たない地区を対象とし、市街化調整区域[※]への逆線引き[※]の検討を行い、既存市街地の高密度な利用を促進します。

(3) 自然環境の保全・管理

■ 農林業の振興と連携した自然環境の保全・管理

- 良好な自然環境の保全・管理・活用に向け、農林業の振興との連携を図りつつ、水資源のかん養に資する適切な間伐や生物多様性に配慮した農林業生産活動を進めるなど、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 耕作放棄地の発生を抑制するため、集落の話し合いによる担い手への集積や、ほ場整備事業による生産基盤の改良等により農地保全を促進するとともに、管理の行き届かない森林については、関係法令に基づき市が適切に管理を進めます。

■ 自然景観に配慮した土地利用の誘導

- 農地や樹林地などの良好な自然環境が、周辺と一体となって良好な景観を形成している地域では、景観計画や関係条例に基づく誘導のほか、緑地協定[※]等の地域特性に応じたルールを活用により、景観づくりに配慮した適切な土地利用の誘導を進めます。
- 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づく届出制度等により、土地取引の動向を把握します。

(4) 安全・安心を支える土地利用の規制・誘導

■ 自然災害リスク等を踏まえた土地利用の規制・誘導

- 洪水による浸水や土砂災害など自然災害のおそれがある地域は、周辺の自然環境に配慮しながらハード・ソフトの両面から必要な防災・減災に向けた取組を実施します。
- 国や県との調整のもと、自然災害リスクや災害対策の状況等を考慮し、居住誘導区域[※]の見直しや、市街化調整区域[※]の洪水ハザードエリア[※]等における開発許可の厳格化など、必要に応じて対応を検討します。
- 居住誘導区域[※]の見直しについては、浸水想定区域における一定の浸水深以上の区域や、家屋の倒壊・流出のおそれがある区域とともに、土砂災害警戒区域の除外を検討します。
- 市街化調整区域[※]の洪水ハザードエリア[※]等における開発許可の厳格化については、都市計画法第34条第11号[※]および第12号[※]の規定に基づく区域から、災害レッドゾーン[※]を除外するとともに、浸水想定区域における一定の浸水深以上の区域や、家屋の倒壊・流出のおそれがある区域、土砂災害警戒区域の除外を検討します。

■ 防災機能の向上に資する避難路等の整備

- 狭い道路が複雑に配置されている市街地や集落では、土地区画整理事業や道路改良等により、緊急車両の通行を妨げる狭あい道路[※]の解消を図ります。

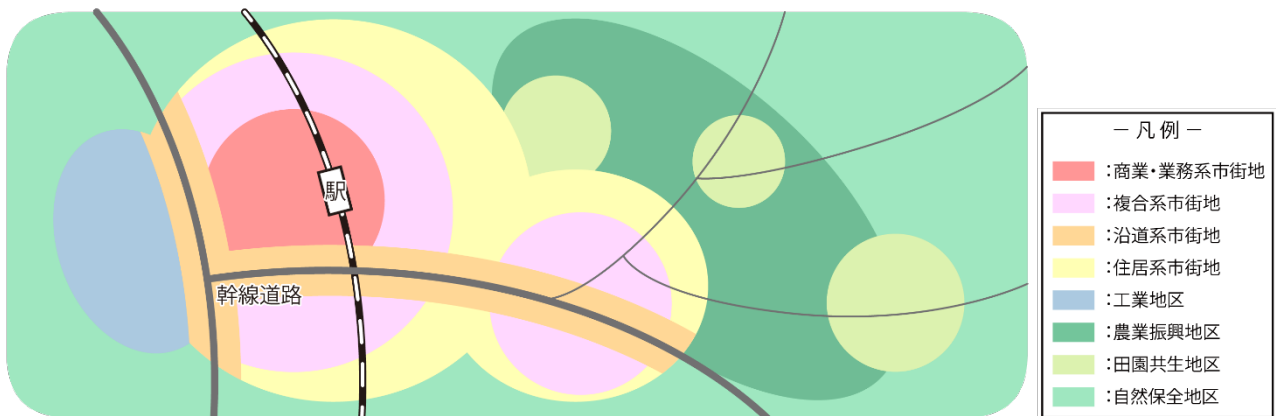
(5) 多核集約型都市構造の実現に向けた土地利用別方針

- 多核集約型コンパクトシティ※の実現に向けて、将来都市構造で設定したゾーニングを踏まえ、市域を8つの土地利用に細区分し、それぞれの土地利用方針と整備・誘導施策を設定します。
- 用途地域※など地域地区の適正な指定および見直しにあたっては、この土地利用方針を基本とします。

○ 将来都市構造のゾーン区分と土地利用区分の関係

将来都市像 (ゾーニング)	土地利用の区分	
居住促進ゾーン ・ 市街地ゾーン	商業・業務系市街地	■ 県都の“顔”となる秋田駅周辺の中心市街地および山王地区に位置し、市民生活の中心拠点や県全体の発展を牽引する役割を担うエリア
	複合系市街地	■ 地域中心や利用者の多い鉄道駅周辺等に位置し、住宅や商業・業務、工業機能など、多様な土地利用が複合的に展開されているエリア
	沿道系市街地	■ 骨格を成す幹線道路の沿道等に位置し、市民や来訪者のサービス機能を一部補完する利便性の高い沿道型のエリア
	住居系市街地	■ 主に低層住宅地で構成されているエリア
市街地ゾーン	工業地区	■ 秋田運河兩岸、秋田港周辺など、工業系の土地利用が展開されているエリア
農地ゾーン	農業振興地区	■ 郊外部に広がる優良な農地で構成されているエリア
	田園共生地区	■ 郊外部の田園地帯や山間部に点在する既存集落を中心としたエリア
森林ゾーン	自然保全地区	■ 森林地帯や松林地帯、河川・水路で構成されているエリア

○ 区分別土地利用の配置のイメージ



① 商業・業務系市街地

- 商業・業務系市街地は、県都の“顔”となる秋田駅周辺の中心市街地^{*}および市役所や国・県の官公庁施設が集中して立地する山王地区で、市民生活の中心拠点としての機能だけでなく、秋田県の経済活動を支え、県全体の発展を牽引する役割を担うエリアです。
- 商業・業務系市街地では、県の中心拠点として既存の高次都市機能や商業・業務機能のさらなる充実化を目指し、都市機能や居住の誘導を進めるほか、土地の高度利用等を進めます。



② 複合系市街地

- 複合系市街地は、地域中心や利用者の多い鉄道駅の周辺等に位置する市街地で、住宅や商業・業務機能、工業機能など、多様な土地利用が複合的に展開されているエリアです。
- 複合系市街地では、多くの市民が居住する生活利便性の高い地区として、適切な土地利用の規制・誘導によりその環境を保全します。
- 複合系市街地のうち、都市機能・居住の各誘導区域においては、拠点性の向上を図るため、都市機能や居住の誘導を進めます。
- 土地利用の混在により、良好な生活環境が阻害されている地区や低未利用土地の利活用が必要な地区では、周辺環境と調和した適切な土地利用誘導に向けて、用途地域^{*}の見直しや地区計画^{*}制度の活用などによる環境整備を進めます。

③ 沿道系市街地

- 沿道系市街地は、本市の骨格を成す幹線道路の沿道地域において、市民や来訪者のサービス機能を一部補完する観点から、商業・業務機能の適切な誘導とともに、利便性の高い沿道型居住地としての整備を進めるエリアです。
- 沿道系市街地では、必要に応じて立地規模に関わる規制の導入等について検討を進めるなど、後背に広がる住宅地への影響および中心市街地^{*}や地域中心など周辺の拠点地域との機能・役割分担に十分配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。
- 沿道系市街地のうち、居住誘導区域^{*}においては、公共交通により生活サービス施設を容易に利用できる地区として、居住の誘導を進めます。

④ 住居系市街地

- 住居系市街地は、主に低層住宅地で構成されているエリアです。
- 住居系市街地では、多くの市民が居住する場として、良好な住環境の維持・形成を図るとともに、適切な土地利用の規制・誘導によりその環境を保全します。
- 住居系市街地のうち、居住誘導区域^{*}においては、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図り、居住の誘導を進めます。
- 住居系市街地のうち、居住誘導区域^{*}外においては、低未利用土地の活用等により住環境を保全し、緑豊かなゆとりのある居住環境の形成を進めます。

⑤ 工業地区

- 工業地区は、秋田運河兩岸、秋田港周辺など、工業系の土地利用が展開され、本市の産業活動を支えるだけでなく、市民の就業の場としての役割を担うエリアです。
- 工業地区では、多くの未分譲地が残されていることから、陸海空の交通拠点という本市の特性をいかし、引き続き、関係部局との連携を図りながら、積極的な企業誘致や空き地等の利活用を推進します。
- 秋田港は、国内外の円滑な物流を強化する戦略的物流拠点として、さらには県民および国内外観光客に憩いの場を提供する交流促進拠点・親水拠点として、物流機能の充実化やにぎわい空間の創出を推進します。
- 幹線道路の沿道で、沿道系市街地や複合系市街地に近接する工業地区は、用途地域^{*}の見直しや地区計画^{*}制度の活用などにより、交通条件をいかした施設の立地を促進し、周辺地域と調和のとれた産業エリアとして整備を推進します。



⑥ 田園共生地区

- 田園共生地区は、郊外部の田園地帯や山間部に点在する既存集落を中心としたエリアです。
- 田園共生地区では、市街地や集落と隣接・近接した自然環境を保全するため、原則として無秩序な市街化を抑制します。
- 集落部では、生活環境の改善と利便性の向上を図るとともに、移住・二地域居住*の受け皿として空き地・空き家等低未利用土地の活用を促進します。また、本市ならではの良好な田園景観の保全に向け、周辺の優良農地や森林環境と調和した環境整備を図るとともに、グリーンツーリズム*等による都市部との交流・連携方策についても検討し、地域コミュニティの維持・活性化を進めます。

⑦ 農業振興地区

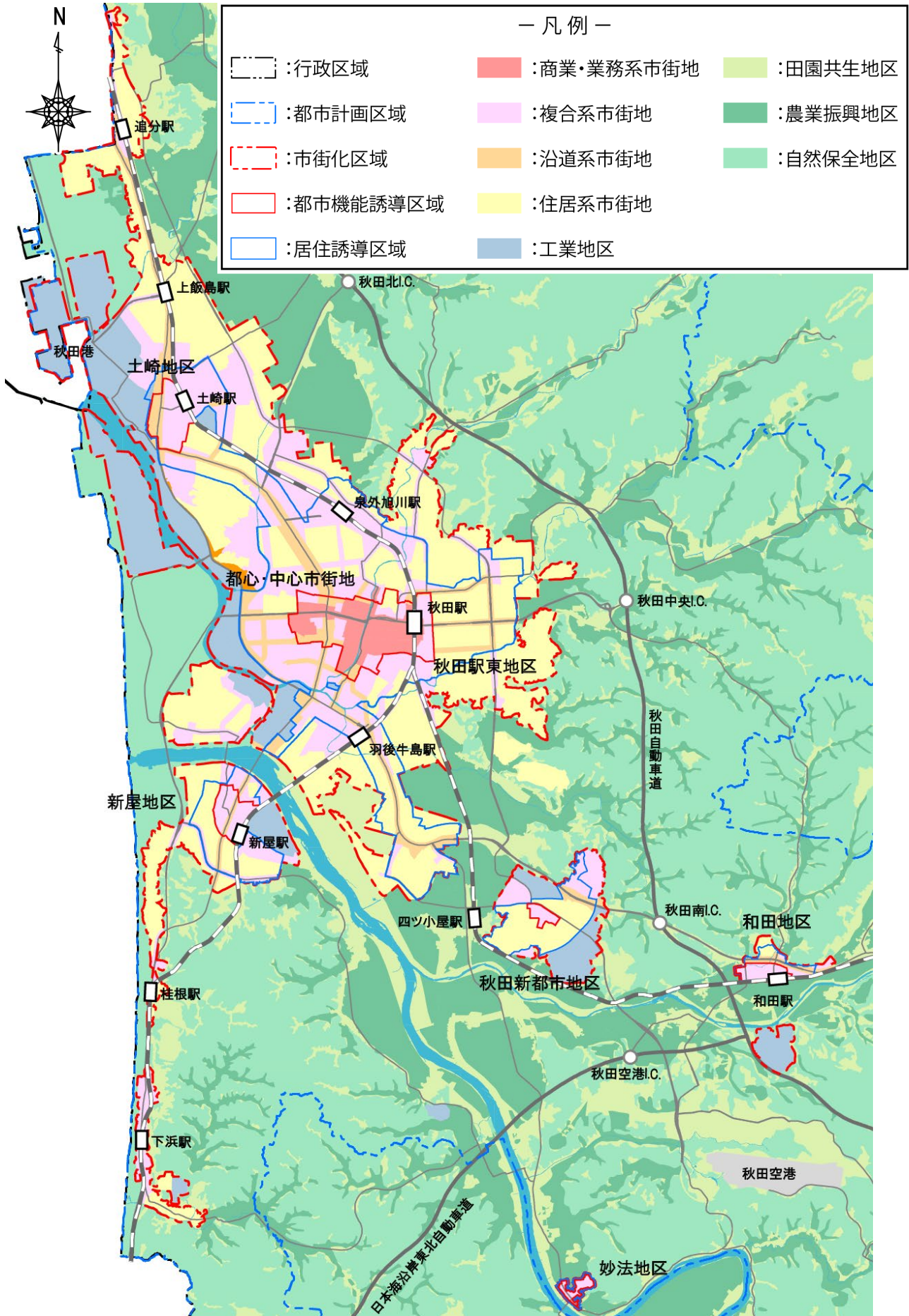
- 農業振興地区は、郊外部に広がる優良な農地によって構成されたエリアです。
- 農業振興地区では、本市の農業生産の中心地として、優良農地の積極的な利用・管理による維持・保全を図るとともに、生産性の向上に資する基盤整備を進めながら、安定した営農環境を形成します。

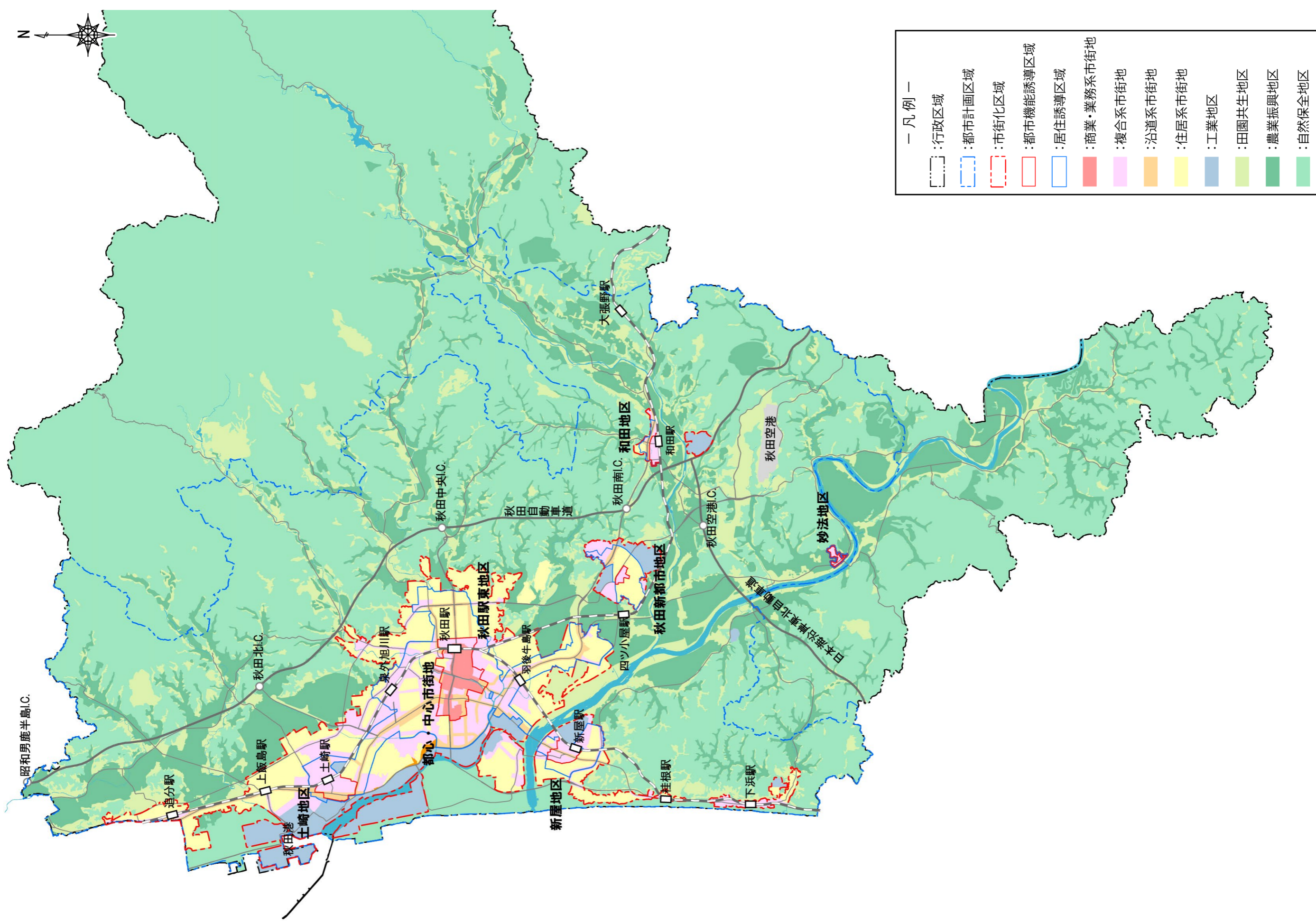


⑧ 自然保全地区

- 自然保全地区は、太平山に代表される東部山岳地帯や市南部の高尾山周辺の森林地帯、西部の松林地帯や雄物川をはじめとする多数の河川・水路によって構成された、貴重な自然資源を有するエリアです。
- 自然保全地区では、森林地帯における保水・治山機能、市民や来訪者の憩いの場となる観光・レクリエーション機能、生物多様性の保全など、多面的な機能を保全します。また、市民・事業者・行政など、多様な主体の参画・連携による森林の適切な保全・管理を推進するとともに、土砂崩壊や浸水など、自然災害による被害の防止・軽減に向けた環境整備を進めます。

○ 土地利用の方針図(市街化区域の拡大図)





2. 交通体系の整備方針

(1) まちづくりと連携した交通体系の構築

- 道路網や公共交通網の形成にあたっては、多核集約型コンパクトシティ^{*}の実現を前提に、土地利用計画等のまちづくりと連携しながら、各種の施策を進めます。
- 道路網の形成にあたっては、選択と集中による効果的な投資や既存ストック^{*}の有効活用を進め、計画的な道路整備や維持・修繕等を実施します。
- 公共交通網の形成にあたっては、マイカーに依存した交通体系が継続していくと予想される一方で、高齢者を中心に公共交通需要が高まっていくことが考えられることから、公共交通サービスの維持・増進を図るとともに、地域住民や事業者等の多様な主体との協働により、地域における輸送資源を十分に活用しながら、効果的かつ効率的な施策の実施に努めます。

(2) 拠点間をつなぐ効果的・効率的な道路網の整備

■ 3 環状放射型道路網の形成

- 将来的な自動車交通量の減少を考慮しながら、市外、交通拠点および「都心・中心市街地」と「地域中心」を相互に連結した3環状道路とこれらをつなぐ分散導入路による骨格道路網を形成し、市街地から通過交通を排除することで、歩行者・自転車の安全性の確保とバスの走行性、流通の定時性等の向上を図ります。
- 「外周部環状道路」「市街地環状道路」「都心環状道路」の3環状道路は、市内の交通の円滑化や市街地に流入する通過交通を迂回・誘導する道路として、それぞれの位置や役割を踏まえ、未整備区間の整備等を進めます。
- なお、外周部環状道路の未整備区間（割山向浜線～秋田港北線）は、長期的な整備路線になることが想定されることから、環状道路機能を確保するため、短期・中期的な対応として、市街地環状道路や分散導入路の役割を持つ御所野追分線および下浜八橋線の一部区間を外周部環状道路とし、機能向上を図ります。

外周部	位置	■ 市街地の外周部を循環
	役割	■ 広域的な移動に関し、市街地に流入する通過交通の排除
	対象道路	■ 大浜上新城線 ■ 外旭川上新城線 ■ 秋田外環状道路 ■ 御所野追分線 ■ 新都市大通線 ■ 横山御所野線 ■ 南部中央線 ■ 豊岩仁井田線 ■ 新屋豊岩線 ■ 下浜八橋線 ■ 割山向浜線 ■ 秋田港北線
市街地	位置	■ 中央および東部地域の居住誘導区域の外周部を循環
	役割	■ 周辺地区間の移動に関し、都心に流入する通過交通の排除
	対象道路	■ 横山金足線 ■ 御所野追分線 ■ 臨海秋操線 ■ 外旭川新川線
都心	位置	■ 秋田駅周辺の都市機能誘導区域の外周部を循環
	役割	■ 周辺地区から都心への移動に関し、発着する交通に対処
	対象道路	■ 臨海新川向線 ■ 秋田環状線 ■ 千秋広面線 ■ 明田外旭川線 ■ 川尻広面線 ■ 川尻総社線

- 放射道路は、外周部環状道路と連絡し、環状道路へのアクセスを強化する道路として、未整備区間の整備等を進めます。

対象道路	■ 秋田港北線	■ 御所野追分線	■ 横山金足線	■ 神内和田線
	■ 秋田空港線	■ 下浜八橋線		

- 分散導入路は、環状道路と連絡し、交通量の分散を図る道路として、未整備区間の整備等を進めます。

対象道路	■ 秋田港北線	■ 御所野追分線	■ 横山金足線	■ 土崎環状線
	■ 新屋土崎線	■ 泉外旭川線	■ 鉄砲町菅野線	■ 下浜八橋線
	■ 秋田駅八橋線	■ 秋田中央道路	■ 秋田駅東中央線	■ 中通牛島線
	■ 豊岩仁井田線			

- 交通結節点アクセス路は、高速道路インターチェンジや秋田港、秋田空港などの広域的な交通を担う結節点と連絡し、アクセスを強化する道路として、その機能を維持します。

対象道路	■ 外旭川上新城線	■ 秋田駅東中央線	■ 横山御所野線
------	-----------	-----------	----------



■ その他の都市計画道路の整備

- 未整備となっている都市計画道路は、将来的な自動車交通量の減少を考慮しながら、整備にあたっての必要性や費用対効果を十分精査しつつ、計画的な整備を進めます。
- 都市計画道路のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている区間を有する路線は、多核集約型コンパクトシティ^{*}の実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。
- 都市計画道路の見直しは、機能を代替する道路の有無や、都市計画決定時からの土地利用状況・計画の変化、物理的・地形的制約等からの実現性、事業実施による地域資源喪失のおそれの有無などを基本に検討します。

■ 既存道路の管理・活用

- 既存道路は、計画的な点検、維持管理により、ライフサイクルコストを低減し、移動機能、沿道出入機能等の道路の担う役割を考慮しながら、道路環境の向上と機能保全を図ります。
- 橋りょうやトンネル等の道路構造物のうち、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態のものについては、道路の利用状況等を踏まえ、「修繕」「更新」「集約・撤去」の措置方針を検討し、適切な対策を講じます。

■ 渋滞を緩和する道路整備

- 渋滞ポイントとなっている箇所の解消に向け、道路整備を進めます。

(3) 広域連携機能の充実

■ 高速道路網の充実

- ネットワークの代替性確保、産業振興や観光振興を図るため、秋田自動車道の4車線化を促進します。
- 交流人口の拡大、物流の効率化に寄与する高速道路のネットワーク化を図るため、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を促進します。

■ 港湾環境の充実

- 市内、県内陸部、北東北三県へと、人・物の流れを強化するとともに、アジア圏との交易拡大による経済基盤の確立により豊かな地域づくりを目指すため、秋田港の整備・活用を進めます。
- 秋田港周辺の交通渋滞の緩和や貨物輸送の効率化等を図るため、都市計画道路大浜上新城線の整備を促進します。

■ 空港環境の充実

- 交流人口の拡大、経済の活性化を図るため、路線の充実とともに、高速道路によるアクセス性を維持し、秋田空港の有効な活用に努めます。

(4) 安全で利用しやすい道路づくり

■ 命を支える道路網の充実

- 高次医療施設等へのアクセス道路や、発災時の物資供給等の応急活動に資する緊急輸送道路ネットワークの整備を進めます。

■ 歩行者・自転車利用環境の整備

- 超高齢社会に対応するため、歩行者が多い都心・中心市街地や地域中心の鉄道駅周辺を中心として、安全で快適な歩行環境づくりを進めます。
- 自転車の利用環境の改善や自転車利用の促進に関する広報啓発に取り組み、自転車が安全・安心かつ快適に走行できる環境づくりを進めます。
- 無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性の確保を推進します。

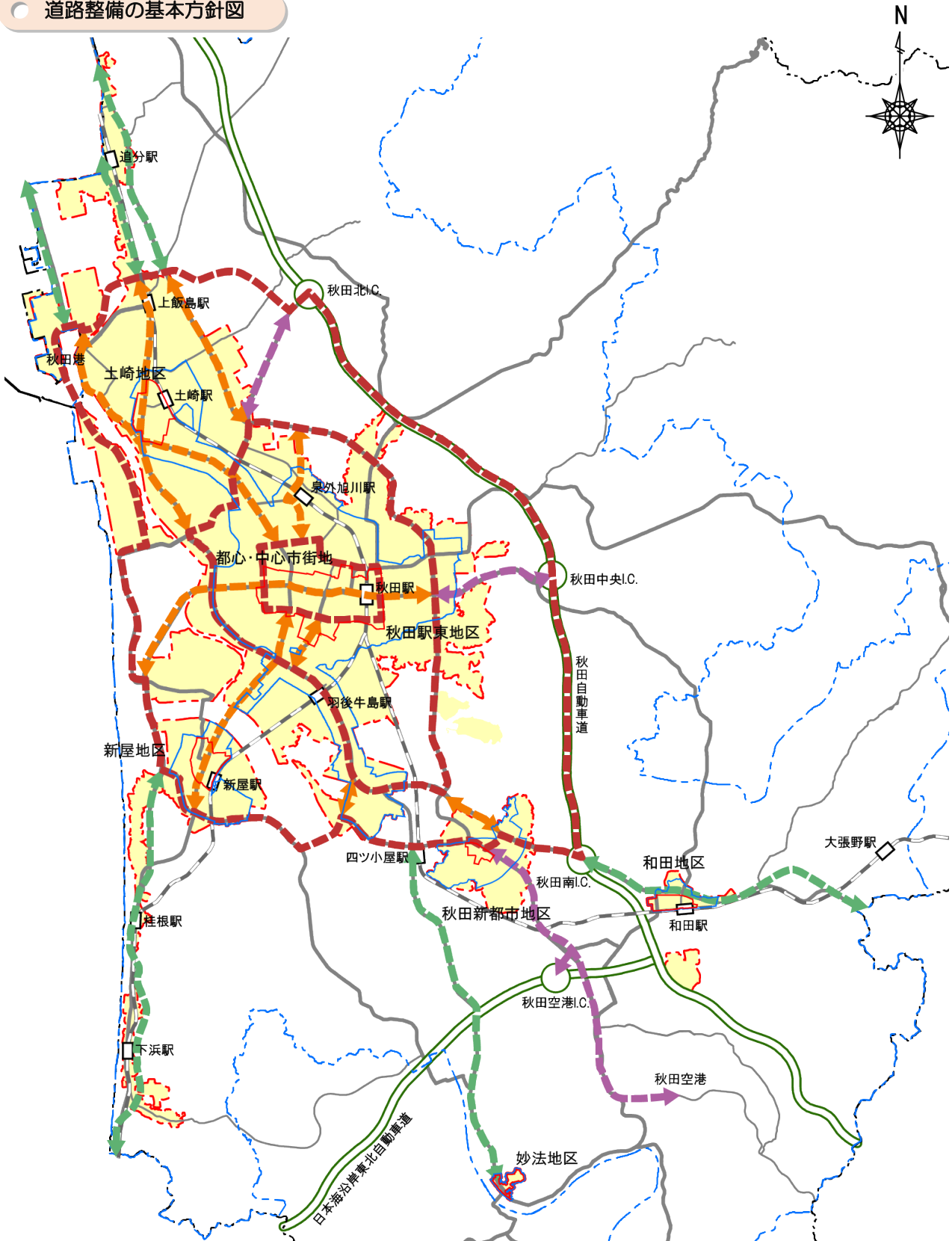
■ バリアフリー化および交通安全対策

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画を策定し、利用者の多い鉄道駅を中心とする地区等において、面的・一体的なバリアフリー化により、高齢者や障がい者等の公共交通を利用した移動の安全性や利便性の向上を図ります。
- 生活道路における交差点の改良、小・中学校や保育所、幼稚園、福祉施設へのアクセス路等の主要道路での歩行空間の確保を行い、交通安全対策の充実を図ります。

■ 冬期の安全性の確保

- 冬期の積雪・凍結による交通への影響の低減や暴風雪および豪雪への対策として、雪害対策施設の整備を進めるとともに、秋田駅周辺等における消融雪機能を備えた歩道のネットワーク化を進めます。また、行政と市民、事業者の連携により除排雪の効率化を図ります。

○ 道路整備の基本方針図



— 凡例 —

— — — — — : 環状道路	○ — ○ : 高速道路	■ : 市街地ゾーン	- - - - - : 市街化区域
⇄ : 放射道路	— : 既存道路(主要な国・県道)	- - - - - : 行政区	■ : 都市機能誘導区域
⇨ : 分散導入路	— — — : 鉄道	- - - - - : 都市計画区域	■ : 居住誘導区域
⇦ : 交通結節点アクセス路			

(5) 環境に配慮した交通環境の整備

■ 移動しやすい環境づくり

- 泉外旭川駅は、鉄道・バスによる公共交通ネットワーク上の新たな交通結節点として、生活利便性の向上や周辺施設へのアクセス機能の強化などを図ります。
- 中心市街地[※]への来訪者向けの移動手段として、中心市街地循環バス（愛称：ぐるる）を継続運行するほか、自転車の利用環境の向上を図ります。
- 「都心・中心市街地」と「地域中心」を連携する基幹的な公共交通の利便性を向上し、利用促進を図るとともに、鉄道駅周辺やバス路線沿線への都市機能や居住の誘導を進めます。
- 渋滞緩和や公共交通の利用促進等に向け、ノーマイカーデー等のモビリティ・マネジメント[※]に取り組むなど、市民等への広報啓発を推進します。



(6) 将来にわたり持続可能な公共交通の実現

■ 過度にマイカーに依存しない交通体系の再構築

- マイカーだけに頼らずに生活できる交通環境の実現に向け、高齢者や高校生等の自動車以外の移動手段を必要とする市民が、公共交通や地域の支援等によって移動が可能な交通体系への再構築を目指します。
- 自動運転技術やMaaS[※]等の新たな交通システムは、技術革新や国の動向等を注視しながら本市での適用性や効果を精査し、導入の可能性を検討します。

■ 基幹的な公共交通を担う鉄道や路線バス等の維持・充実

- 「都心・中心市街地」と「地域中心」を連携する鉄道や路線バス等は、基幹的な公共交通として、利便性の向上を図り、利用促進します。
- 鉄道は、鉄道駅の交通結節点機能の強化を図るとともに、利用状況に応じた運行本数を確保するなど、定時性の高い移動手段として充実化を進めます。
- 路線バスやマイタウン・バス[※]は、利用実態に応じた運行ダイヤや路線の見直しなど、サービス性向上と運行の効率化に向けた取組を促進します。
- 乗継の負担を軽減するため、待合スペースの充実化、運行情報の提供など、乗継環境の改善に向けた取組を進めます。

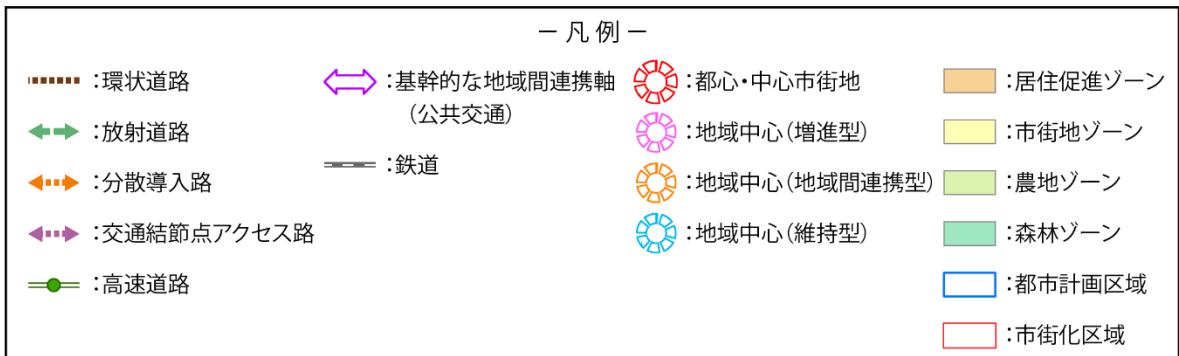
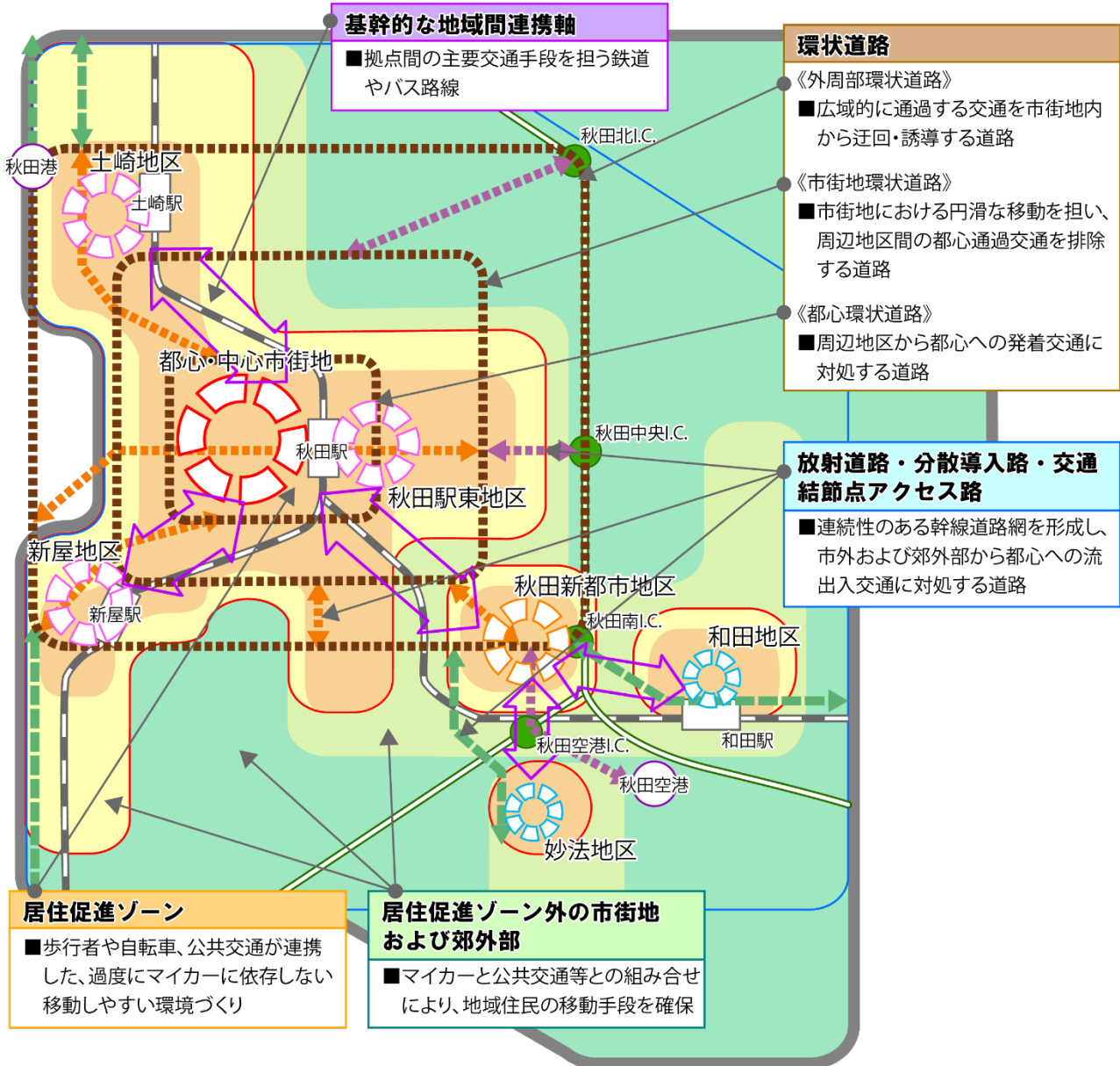
■ 地域内における生活交通の確保

- 基幹的な公共交通を担う鉄道や路線バス等にアクセスするための地域内交通は、路線バスに限らず、地域住民や事業者等の多様な主体との協働により、地域の実情や需要に応じた移動手段の導入を検討します。

○ 将来交通体系のイメージ図

交通体系（道路・公共交通）全体

- 土地利用計画等のまちづくりと連携した、道路網や公共交通網の形成
- 「選択と集中」や「既存ストックの活用」による計画的な道路整備や維持・修繕等
- 公共交通や地域との協働によるマイカーに依存せず移動が可能となる公共交通網の形成



3. 住環境・市街地整備の方針

(1) 多核集約型都市構造の実現に向けた街なか居住の促進

■ 拠点地域を中心とした都市機能や居住機能の誘導促進

- 都心・中心市街地や地域中心およびその周辺市街地では、都市機能や居住機能の維持・増進を図るため、財政的な優遇措置等の展開や、老朽建築物の建て替えおよび複合化・共同化、空き店舗等のリフォーム・リノベーション*等により都市機能の誘導や住み替えを促進・支援するなど、立地適正化計画*に基づく各種の誘導施策を推進します。

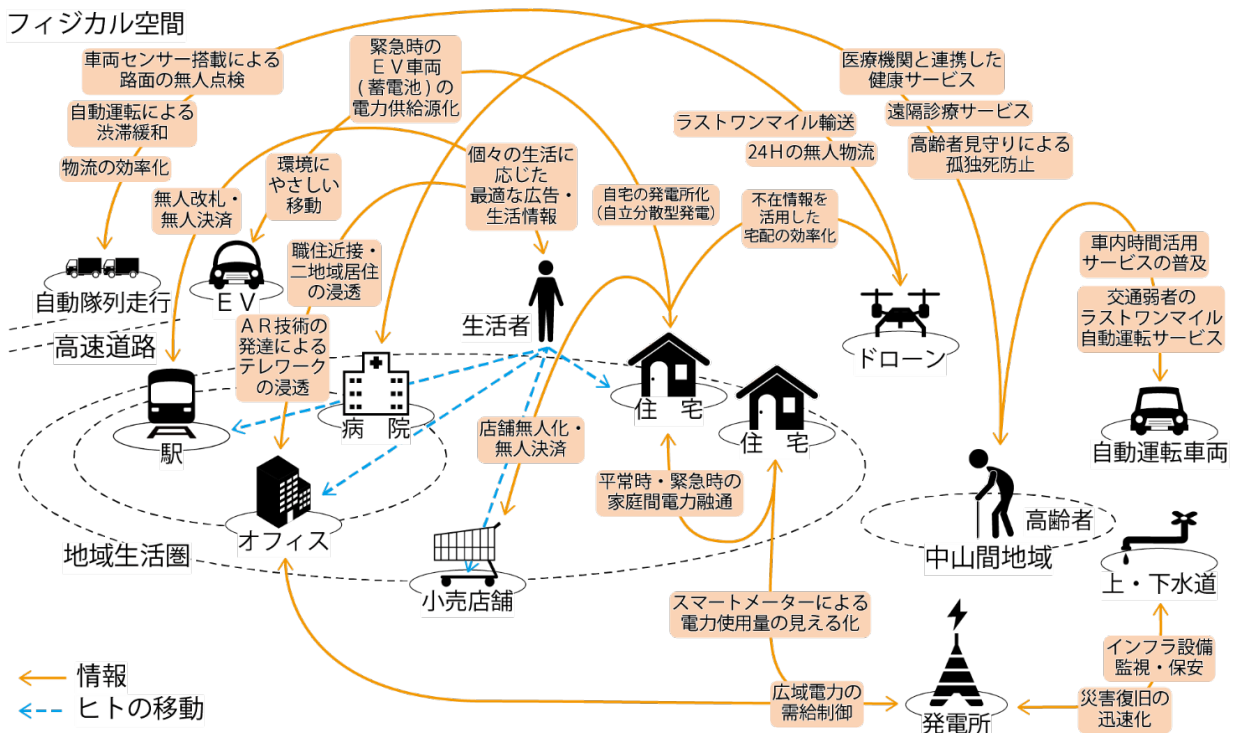
■ 市民や事業者、NPO、行政等の多様な主体の協働による地域の価値の向上

- 各種の地域課題の解決に向け、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、良好な街並みや景観の形成、にぎわい形成や集客力の向上、資産価値の維持・増大等に関する取組を行うエリアマネジメント*を進めるため、団体の設立や活動を支援します。
- 地区計画*制度や建築協定*等のまちづくりルールの積極的な活用を促進し、市民との協働による、地域特性に応じた良好な環境形成を進めます。

■ 官民連携による新技術の活用

- 市民生活の質を高め、多核集約型コンパクトシティ*の実現に向けた取組にも寄与するICT*は、技術革新やデジタルトランスフォーメーション*の進展、国の動向等を注視しながら本市での適用性や効果を精査し、導入の可能性を検討します。

ICTの活用イメージ

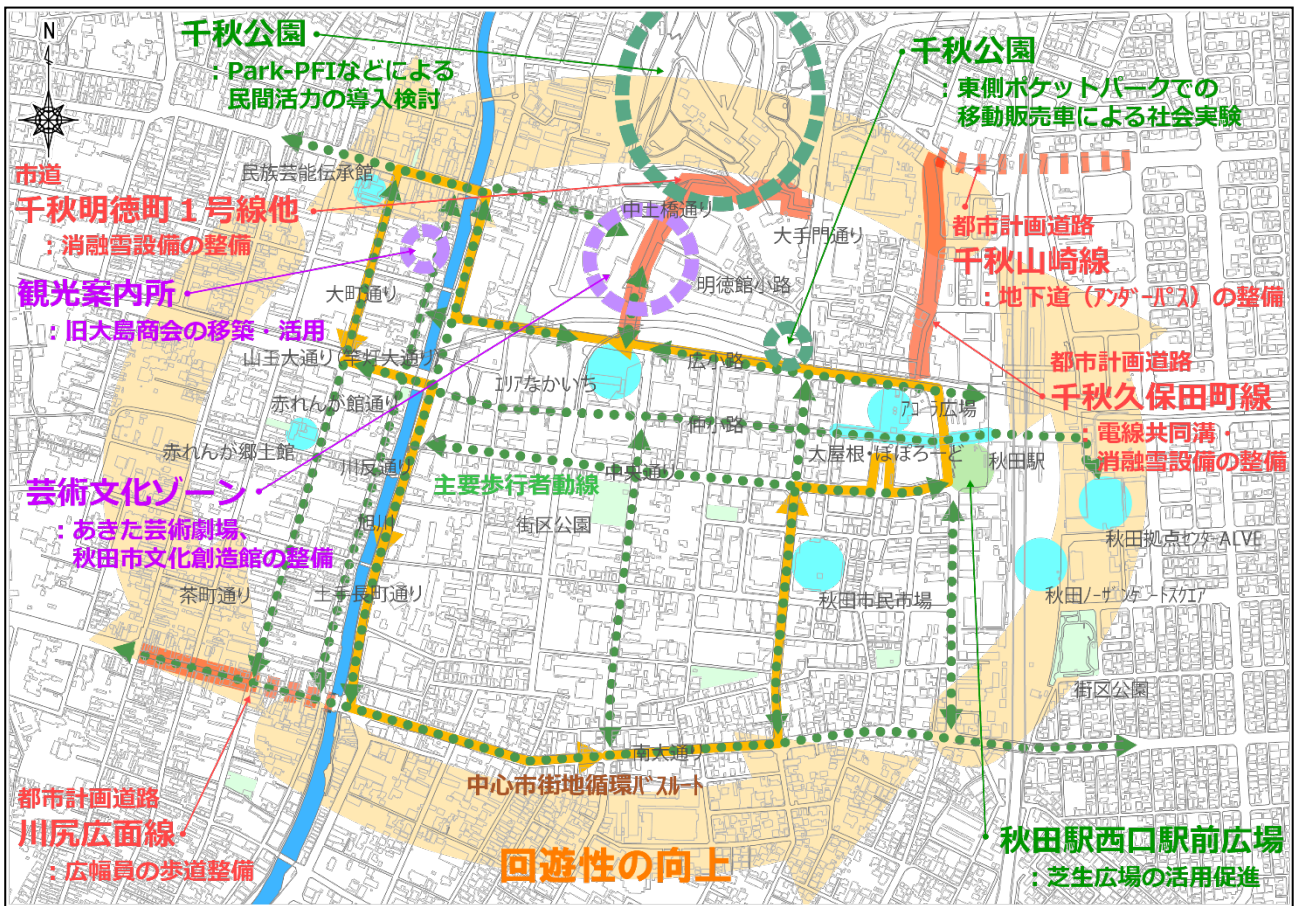


注: スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】(平成30年8月、国土交通省都市局)をもとに作成

(2) 居心地が良く歩きたくなる環境整備

- 主に、都心・中心市街地では、人々が集い・憩い、新たな出会いや交流を通じた多様な活動を促進するため、官民が連携し、道路、公園、広場、民間空地、沿道建築物等の機能をいかした面的な活用を進め、人々が集い・憩い、新たな出会いや交流を通じた多様な活動を促進します。

都心・中心市街地における回遊性向上のイメージ



(3) 質の高い住環境の形成

多様なライフスタイルに対応した適正な住宅供給

- 市民のライフスタイルの多様化にも配慮しながら、長期にわたって使用可能な質の高い住宅の供給に資する、中古住宅の流通やリフォーム・リノベーション*を促進します。
- 子育てや高齢者世帯が安心して暮らせる環境の創出に資する、同居または近居を促進します。
- セーフティネット*の確保に向け、既存の市営住宅など公的な住宅ストックは、老朽化対策を図りながら予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、有効活用と機能保全を図ります。また、民間賃貸住宅の活用等を進めます。

■ 都市のスポンジ化[※]対策の推進

- 時間的・空間的にランダムに散在・増加していくことが見込まれる空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域では、地域コミュニティやまちづくり団体が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

(4) 環境にやさしい住まいづくりの推進

- 雪国という本市の気象条件に対応しながら、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）[※]の普及促進など、環境負荷の少ない環境共生型の住宅づくりを促進します。

(5) 誰もが安全・安心して住み続けられる住まいづくり

■ 災害対策の充実

- 市民・事業者・行政が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・津波・洪水・土砂災害等の様々な災害に備える「防災意識社会[※]」の実現に向け、ハード・ソフトの両面から、総合的な防災・減災対策を進めます。
- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、河川などの改修等による治水対策や雨水幹線および幹線までの管路、排水ポンプ等の整備を推進します。
- 公共建築物や道路、上下水道施設等の社会基盤施設等は、発災時における防災・減災機能の維持を図るため、耐震化や老朽化対策等を推進します。
- 狭い道路が複雑に配置されている市街地や集落では、土地区画整理事業や道路改良等により、緊急車両の通行を妨げる狭あい道路[※]の解消を図ります。また、空き地・空き家等低未利用土地を対象とした、オープンスペースとしての活用を促進します。
- 災害が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため無電柱化を推進します。
- 地震や台風などの自然災害による被害防止・軽減に向けて、宅地の耐震化や建物の耐震化・不燃化を促進します。また、災害時に活用可能な再生可能エネルギーシステムの導入を促進します。
- 緊急時における避難場所等の確保に向け、都市公園における避難場所機能の確保や福祉避難所の環境整備等を進めます。
- 自然災害の発生による被害の軽減に向け、各種災害のハザードマップ[※]の作成・周知を推進するほか、マイタイムライン[※]の普及や防災教育の充実等を図ります。
- 高齢者や障がい者など災害弱者も含め、地域等が一丸となって助け合えるよう、自主防災組織の結成や防災・避難訓練等の実施に向けた支援を行います。

■ 安心して暮らせる住まいづくり

- 子どもから高齢者まで、誰でも安全・安心に生活することができるように、ユニバーサルデザイン^{*}による住宅づくりや健康に配慮した住まいづくりを促進します。

(6) 市街地開発事業の推進

■ 土地区画整理事業の推進

- 秋田駅東第三地区、秋田駅西北地区は、計画的に道路、公園などの都市基盤を整備し、良好な市街地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている地区は、「土地区画整理事業施行区域見直しガイドライン（平成27年11月、秋田市）」に基づき、必要性和実現性を再検証することで「存続」「縮小」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。

■ 市街地再開発事業の促進

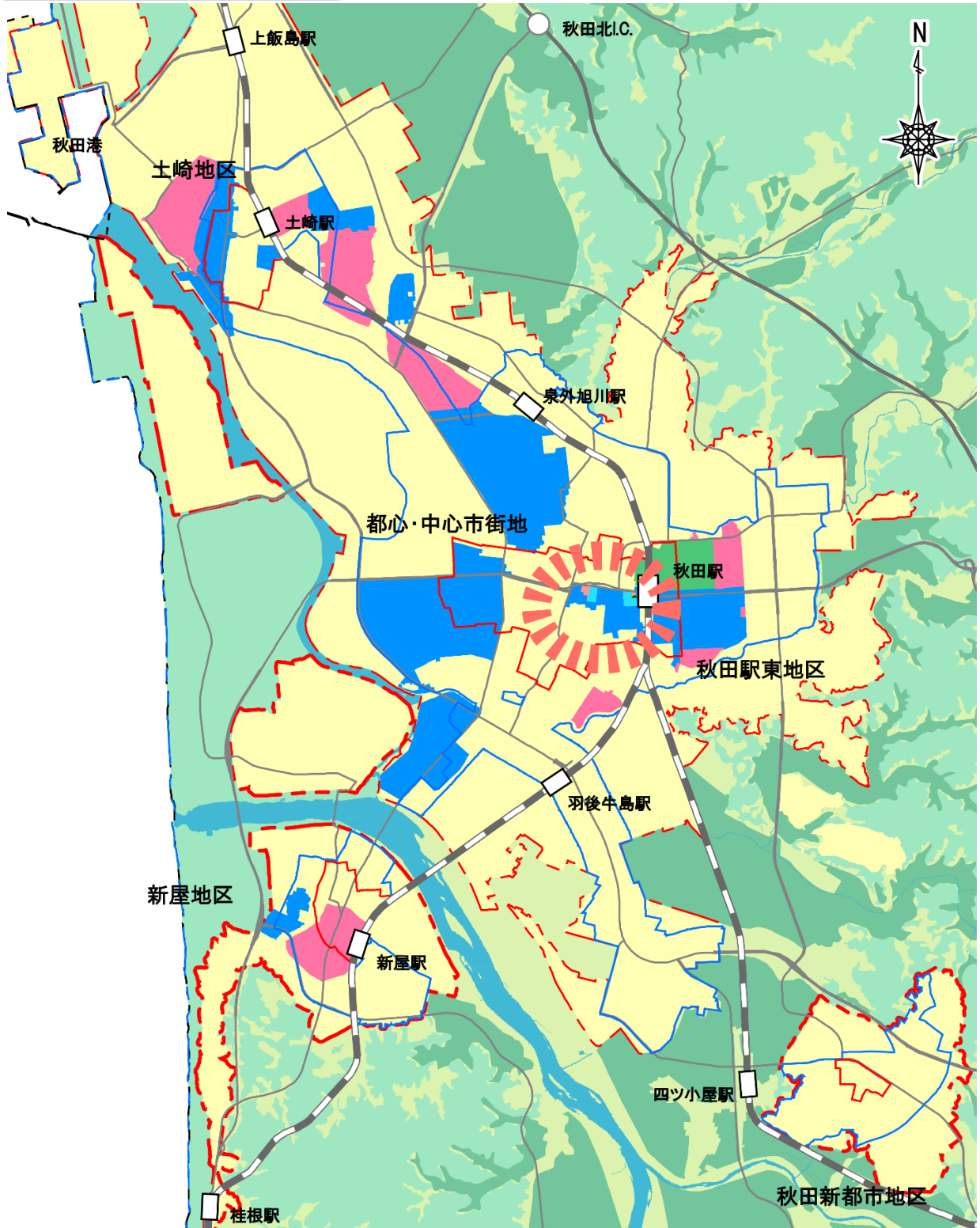
- 中通一丁目地区等の事業完了区域は、事業効果を維持し、地域の魅力・活力の維持・向上に資する取組を展開します。また、中心市街地^{*}においては、未整備区域の事業促進を図るため必要な支援を行うほか、新たな区域の設定や見直しを含めた地区計画^{*}制度の検討等も行いながら、民間活力による土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。

(7) 公共建築物の適切なマネジメント



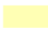



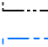






- 市が保有する住環境・市街地整備に影響のある庁舎、市民サービスセンターなどの公共建築物は、耐震化や不燃化など防災性の向上、老朽化対策を図りながら予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、計画的な点検、維持・管理によるライフサイクルコストを低減し、利用環境の向上と機能保全を図ります。
- 上記公共建築物の統廃合や複合化などによる保有量の見直しや、PPP^{*}/PFI^{*}などの民間活力導入による効率化を図り、財政負担の軽減と市民サービスの向上を進めます。



住環境・市街地整備の方針図



— 凡例 —

	:居心地が良く歩きたくなる環境整備		:見直し検討対象の土地区画整理事業		:市街地ゾーン		:都市機能誘導区域
	:未施行の市街地再開発事業		:施行中の土地区画整理事業		:行政区域		:居住誘導区域
	:施行中の市街地再開発事業		:実施済の土地区画整理事業		:都市計画区域		:市街化区域
	:実施済の市街地再開発事業						

注:土地区画整理事業は都市計画決定したものに限り

4. 水と緑の整備・保全の方針

(1) 樹林地、農地など自然の緑の保全

■ 樹林地の保全

- 太平山や高尾山周辺、日本海沿岸の松林等の樹林地は、保安林や地域森林計画対象民有林[※]の継続的な指定により、保全を図ります。
- 市街地およびその周辺の樹林地等の地域の緑は、風致地区[※]等の緑地保全制度を活用するほか、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動により、保全を進めます。

■ 農地の保全

- 優良農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の継続的な指定により、保全を図ります。
- 農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生を抑制するため、農業法人や新規就農者等の担い手育成を図るとともに、「人・農地プラン[※]」に基づいた担い手への農地の集積・集約化や、ほ場整備事業による生産基盤の改良等により農地の保全を促進します。

■ 水辺環境の保全

- 日本海沿岸や雄物川、岩見川、旭川など大小様々な河川・水路等の水環境は、水質保全および親水機能の向上のほか、やすらぎのある水辺空間を創出するNPOや企業などの活動支援を行います。

(2) 緑豊かな生活環境づくり

- 自然環境が有するレクリエーション、環境保全、景観形成等の多様な機能をいかした魅力ある地域づくりを進めるため、ハード・ソフトの両面からグリーンインフラ[※]を活用した取組を進めます。
- 学校、官公庁敷地、道路等の公共公益施設および用地は、緑による住みよいまちづくりの先導役として緑化を推進します。
- 新たな公共施設整備では、積極的な緑化を図るとともに、草花等による彩りある風景の創出を推進します。
- 市民発意による緑豊かな市街地の創出のため、緑のまちづくり活動支援基金[※]による支援や、地区計画[※]制度、緑地協定[※]等の活用を促進します。

(3) 水と緑のネットワークづくり

- 森林や田園・社寺林・公園等の緑地、雄物川・岩見川等の河川、緑化された道路・民有地等により形成された「水と緑のネットワーク」は、生物多様性の確保やエコロジカルネットワーク[※]の観点も踏まえ、連続性に配慮しつつ、河川緑地や街路樹、緑道等の機能維持や整備を進めます。

(4) 緑の拠点づくり

■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくり

- 秋田駅西口に広がる広小路、仲小路、中央通り、南大通りから山王の官公庁街に至るまでの一体的な地域は、公園や広場、街路樹等による緑のネットワークの形成を進めるほか、低未利用土地の交流広場等への活用、オープンスペースにおける憩い・交流・にぎわい等の機会の促進など、県都の玄関口としてふさわしく、誰もが楽しめる空間を創出します。
- 本市の歴史・文化の象徴である千秋公園は、千秋公園再整備基本計画に基づき、歴史と自然環境をいかした誰もが利用しやすい公園づくりを推進します。

■ その他の緑の拠点づくり

- 新屋駅や土崎駅の周辺など都市のシンボルとなる地区等は、緑化重点地区※として、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせ、市民緑地認定制度※の活用促進等により、官民協働で重点的に緑化を推進します。



(5) 都市公園の計画的な整備、管理・活用

■ 都市計画公園の整備

- 千秋公園、大森山公園等の総合公園、八橋運動公園等、多くの市民が訪れる都市基幹公園は、整備拡充を推進します。また、整備や管理運営にあたっては、指定管理者制度*やPark-PFI*などにより民間活力の導入を図り、財政負担の軽減と市民サービスの向上を進めます。
- 緑化重点地区*や居住誘導区域*内の街区公園や近隣公園、地区公園等の住区基幹公園は、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね300m）に配置することを目指し、整備を推進します。また、新たに整備を行う公園については、市民ニーズの把握に努めるとともに市民協働のもと適正な管理を推進します。
- 都市計画公園のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている公園は、多核集約型コンパクトシティ*の実現を前提に必要性和実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。
- 都市計画公園の見直しは、対象公園の計画地が、緑の基本計画（平成31年3月）における緑化重点地区*や立地適正化計画*（平成30年3月）における居住誘導区域*に含まれているかどうかや、機能を代替する施設（児童遊園地や広場・オープンスペース、社寺等）の有無などを基本に検討します。

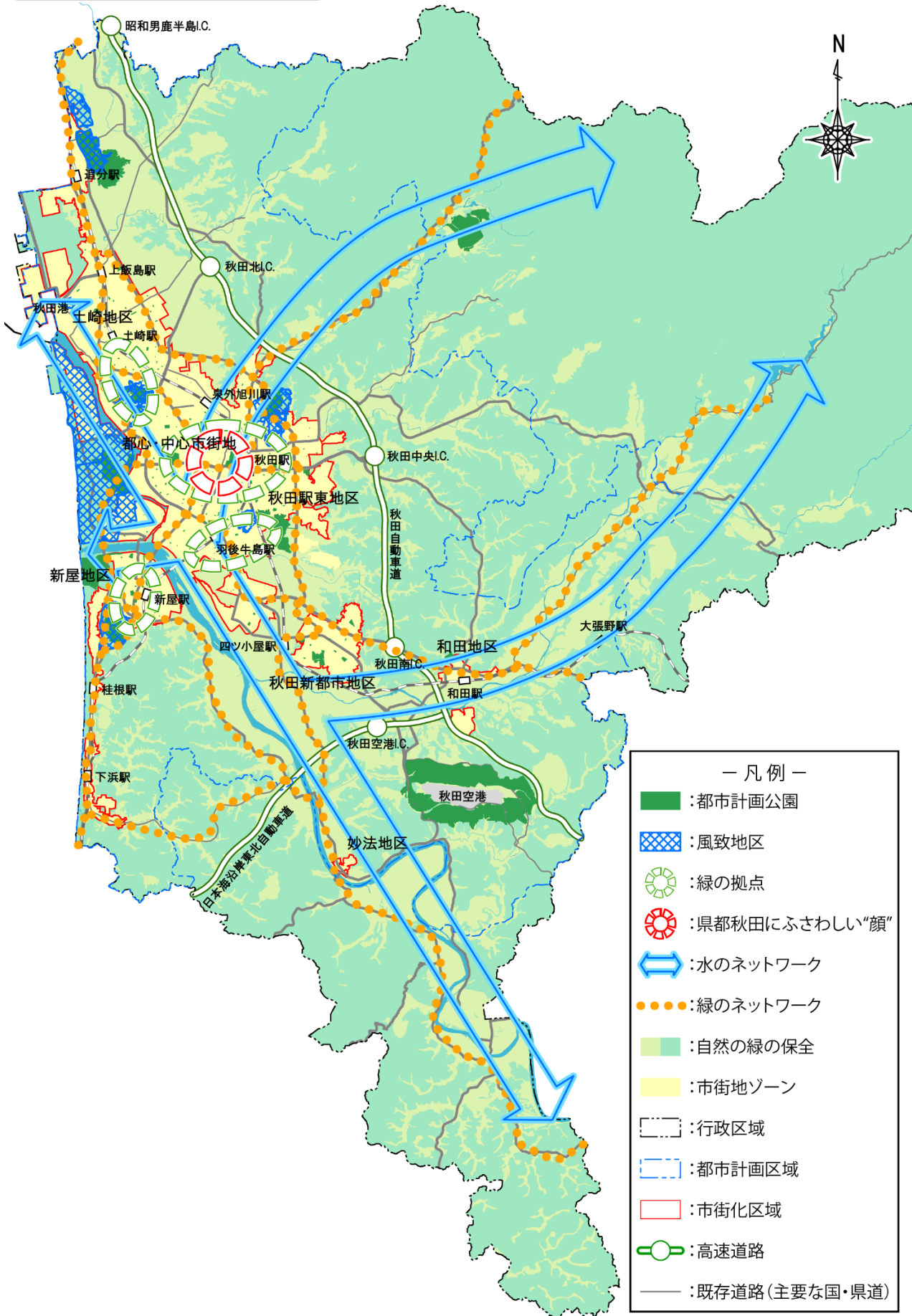
■ 都市計画公園の管理・活用

- 既に整備が完了している公園は、施設の安全性を確保しながら、予防保全の観点により長寿命化を進め、計画的な点検や維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストを縮減し、利用環境の向上と機能保全を図ります。
- 多世代交流の場として公園を活用するため、誰もが安全・安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化や利用用途に応じたリニューアルを推進します。

(6) 安全・安心に寄与する緑の保全と創出

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、国や県との調整のもと、生態系にも配慮しながら、河川改修等の治水対策を促進します。
- 大雨などによる土砂崩壊や浸水などの自然災害の抑制に向け、保水機能を有する森林や農地、その他防災に関連する規制区域等の緑の保全・創出を図ります。
- 緊急時の避難場所としての機能も有する公園等は、防災機能の充実や町内会等による防災訓練の促進など、災害時に役立つ公園づくりを推進します。
- ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を回避するため、各種浸水ハザードマップ*の周知や各施設の老朽化対策を推進します。

水と緑の整備・保全の方針図



第2章

全体構想

(4 水と緑の整備・保全の方針)

5. 景観形成の方針

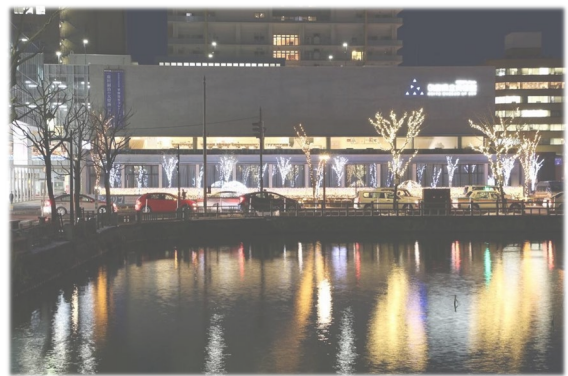
(1) 秋田市のイメージを形成する景観づくり

- 地域への愛着・誇りの醸成や地域らしさの育成に向け、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働により、歴史や文化、伝統、習慣等の地域特性に配慮した、次世代に継承する景観づくりを推進します。
- 建物や道路等で構成される市街地、山並みや田園、海岸・河川等の自然環境など、秋田らしい魅力ある景観づくりの骨格となる要素は、「秋田市景観計画」や「秋田市景観条例」、「秋田市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観を保全します。
- 市民一人ひとりが自ら創意工夫することで生まれる新しい発想により、魅力のある景観づくりに努め、新たな「秋田らしさ」の創造を目指します。

(2) 活気のある都市景観の形成

■ 地域特性をいかした景観形成

- 都心・中心市街地や地域中心、主要な観光資源の周辺では、各地域の顔としてふさわしい魅力のある景観の形成を推進します。
- 都心・中心市街地では、沿道施設一階部分の開放やリノベーション*を促進するほか、昼だけでなく夜も歩きたくなる環境整備や回遊性の向上に取り組むなど、県都秋田にふさわしい景観づくりを推進します。
- 海岸部では、水際線の特徴をいかした緑地等を整備し、市民から親しまれる港湾景観の形成を推進します。
- 自然環境が有する多様な機能をいかした緑豊かな生活環境の形成に向け、ハード・ソフトの両面からグリーンインフラ*を活用した取組を進めます。
- 道路沿道の無電柱化、街路樹および草花による沿道緑化の推進や適正な維持管理、案内サインの充実、屋外広告物の規制・誘導により、良好な道路景観の形成を進めます。



■ 多様な手法を活用した景観づくり

- 秋田の風土・文化と調和した良質な住宅整備に資する地区計画*制度や建築協定*等のまちづくりルールを活用を促進し、市民との協働による、本市ならではの魅力ある街並み景観を形成します。
- 学校や官公庁等の公共建築物は、周辺環境との調和に配慮するとともに、敷地内の緑化を推進します。
- 特色ある景観づくりに向け、秋田杉などの地域素材の活用による景観整備を促進します。

(3) 自然と田園をいかした景観形成

- 本市のシンボルである太平山、雄物川、海岸のほか、農地や樹林地などの良好な自然環境は、適正な維持管理等により保全します。また、太平山や高尾山、天徳寺山等優れた眺望景観の保全を図ります。



(4) 安全性にも寄与する景観づくり

- 街灯の整備やライトアップ、沿道店舗からの照明などにより、観光地としての魅力を高めながら、防犯にも寄与する夜間景観の演出を図ります。
- 敷地内での緑化と安全に配慮した夜間照明の設置等を推奨し、緑に包まれたうるおいのある、安全な工業地の景観形成を図ります。
- 宅地化された空閑地における環境美化や、空き家の利活用、見通しなどに配慮した建物整備など防犯に配慮した景観形成を図ります。

(5) 歴史・文化をいかした景観形成

- 歴史的・文化的資産は、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定等の景観法の制度や歴史的建造物の維持等に対する支援制度の活用により、景観の維持・向上を図ります。
- 寺町一帯の社寺林等の歴史資源と一体となった緑は、優れた歴史的風土を形づくる緑として保全します。
- 歴史的・文化的資産の維持、保全とその周辺住民等の理解と協力により、歴史や風土を継承した景観形成を推進します。



景観形成の方針図

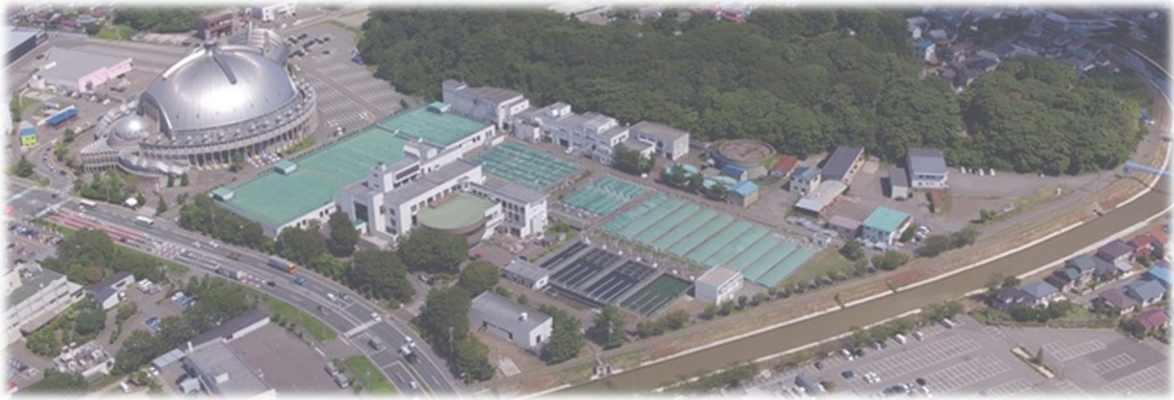


- 凡例 —
- : 市街地ゾーン
 - : 農地ゾーン
 - : 森林ゾーン
 - : 河川景観
 - : 海岸景観
 - : 県都秋田にふさわしい“顔”
 - : 歴史的な建物を活かした景観形成地区 (近代和風建築集積地区)
 - : 港と調和した美しいまちづくりを進める地区
 - : 市街地周辺の農地
 - : 眺望点 (山)
 - : 眺望点・観光資源 (公園など)
 - : 行政区域
 - : 都市計画区域
 - : 市街化区域
 - : 高速道路
 - : 既存道路 (主要な国・県道)

6. 供給・処理施設等の整備方針

(1) 上下水道の適切なマネジメント

- 既設の上下水道施設は、耐震化や老朽化対策を図りながら予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、計画的な点検、維持・管理、PPP*/PFI*など民間活力の導入等によりライフサイクルコストを低減し、機能保全を図ります。
- 公共下水道および市設置浄化槽のいずれかにより、未普及地域の解消を推進します。
- 雨水排水施設の未整備地区は、雨水幹線および幹線までの管路等の整備を推進します。また、局所的な被害が発生している箇所は、排水ポンプの設置など短期間で一定の効果が期待できる対策を進めます。
- 秋田臨海処理センターに汚水処理機能を統合した八橋汚水中継ポンプ場（旧八橋下水道終末処理場）は、停止した汚水処理施設部分の今後の利活用に関する基本的な方向性を検討します。



(2) 卸売市場の再整備の検討

- 卸売市場は「秋田市卸売市場経営改革プラン行動計画」において、市場運営の観点から、コンパクトで適正な施設整備を推進することとしており、今後施設整備に関する基本的な方向性を検討します。

(3) 都市施設の適切なマネジメント

- 公衆衛生の向上を図る汚物処理場やごみ処理場、火葬場のほか、市民生活に不可欠な学校や駐車場等の都市施設は、予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、計画的な点検、維持・管理、PPP*/PFI*など民間活力の導入等によりライフサイクルコストを低減し、機能保全を図ります。

(4) 環境負荷の低減に配慮した施設整備

- 新たな施設整備にあたっては、周辺の自然環境への配慮はもちろん、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用促進、緑化の推進など環境負荷の低減に配慮した施設整備を推進します。